

平成29年度

資料3-②

発注者支援業務に関する説明資料  
「仮置場等維持管理補修業務」に  
ついて

環境省 福島環境再生事務所  
除染対策第二課



# 資料構成

1. 業務概要
2. 業務内容

# 1. 業務概要

## 業務の目的

本業務は、汚染土壌等、除染廃棄物等の保管を行う仮置場等について、常時良好な状態に保たれるよう状況を把握し、異常時には適宜の措置（平成29年度からは一定程度の補修工事を含む）を講ずる。また、災害時における応急措置等を適切に実施するための体制構築を図る。

## 業務の内容

- ①管理対象仮置場等の巡回点検（温度、CO濃度の測定）
- ②管理対象仮置場等の環境モニタリング
- ③管理対象仮置場等の環境整備
- ④管理対象仮置場等の異常や災害等への応急対応等及び一定程度の補修工事  
（全体管理対象仮置場等数：約300箇所、契約件数：5件）

## 2. 業務内容

### ①管理対象仮置場等の巡回点検

- 通常巡回点検

⇒管理対象仮置場等の状況を把握するため、週に1度、管理対象仮置場等の遮蔽措置、飛散防止措置、雨水等の進入防止措置、流出防止措置、立入制限措置、付帯施設等について異常がないか点検を行う。

- 異常気象時等巡回点検

⇒台風、豪雨、火災（近接箇所含む）又は地震等により、管理対象仮置場等の状態に変化が生じる恐れがある場合に、速やかに仮置場の点検を行う。

## ②管理対象仮置場等の環境モニタリング

管理対象仮置場等について、除染関係ガイドラインに従って、空間線量率、地下水及び浸出水の放射能濃度の項目を測定する。

- 空間線量率

⇒週に1度測定する。測定地点は仮置場1か所当たり原則柵囲み毎に5地点とし、調査職員と協議のうえ決定した同一地点で毎回測定を行う。

- 地下水及び浸出水の放射能濃度

⇒月に1度地下水及び浸出水の放射能濃度を測定する。測定が不可能な場合は必要に応じて調査職員と協議の上、指示に従う。

### ③管理対象仮置場等の環境整備

巡回点検に支障となる雑草の草刈り、堆積物の除去、フェンスへの付着物の除去等の環境整備を年4回程度行う。  
また、住民要望、景観配慮などによる草刈りを実施する。

### ④管理対象仮置場等の異常や災害等への応急対応等

管理対象仮置場等の異常や災害等（以下「異常事象時等」という）への応急対応等を行うために必要な体制を構築し、「災害協定」を締結する。  
異常事象時等には、予防や応急措置を含め、一定程度の補修工事を実施する。

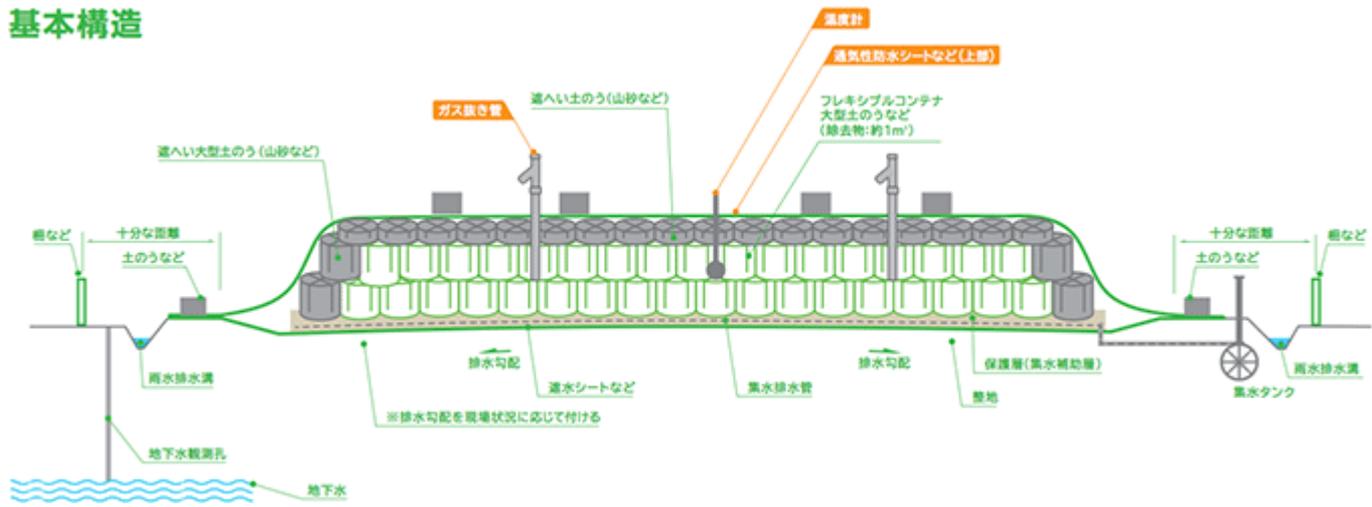
## ⑤浸出水の汲み出し及び排水

仮置場等の山の浸出水については、地下集水タンクの浸出水が汲み出し判断水位以上となった場合は地上タンクへ汲み出しを行い、放射能濃度が管理値を下回っていることを確認し排水する。

### 【可燃物の場合】



#### 基本構造



### 【不燃物の場合】



#### 基本構造

